



# 島根県報

平成16年 2 月24日 (火)  
号外 第 11 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

監査公表

平成14年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

## 監 査 委 員 公 表

### 島根県監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県知事から平成十四年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年 2 月24日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件  
試験研究機関の管理運営
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
<p>報告書中</p> <p>【各論】</p> <p>I. 試験研究課題の選定、研究成果の評価及び普及について</p> <p>1. 農林水産部所管試験研究機関</p> <p>(4) 研究課題要望調査（研究課題選定）、継続・終了課題の評価についての問題点及び意見</p> <p>1) 研究課題要望調査への対応、新規課題の選定等</p> <p>提出された122件の要望の内、専門分科会で「【既往】既往の試験研究成果で対応できる事項」と判定された要望が32件（26%）だされている。また、要望に対する試験研究機関の対応でも、既に他機関において解決につながる情報、データが存在する等として、それらの資料を【紹介】するとしたものが21件（17%）あった。</p> <p>これらのことは、日頃試験研究機関と農林水産部の行政機関の情報交換や連携が図られていたならば、要望調査に載るまでもなく現場で即時に問題解決できたものと考えられる。試験研究機関と農林振興センターなどの県行政機関・市町村・農協などの間で連携をより密にして、生産現場で生じた問題に対して即応・即決できる仕組みにすべきである。</p> <p>また、平成13年度における新規主要研究課題については、農業試験場などから12件提出され承認されているが、「新</p>	<p>【農林水産部】</p> <p>農業試験場：農林水産総務課 しまねの味開発指導C：農林水産総務課 畜産試験場：畜産振興課 家畜衛生研究所：畜産振興課 林業技術C 中山間地域研究Cに統合 水産試験場：水産課 内水面水産試験場：水産課 栽培漁業C：水産課</p> <p>【地域振興部】</p> <p>中山間地域研究C：地域政策課</p> <p>農業試験場、しまねの味開発指導C、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C</p> <p>H P や電話を用いた常時間問い合わせ機能を設置し、各方面からの技術的な質問に回答する体制を整えているが、生産現場からの照会は少ない状況である。今後はこの活用方法やその運営方法のP Rの充実を図り、現地課題に即応・即決できる仕組みとしたい。</p> <p>（現在、これらの連携の中心となる普及組織については国や県において見直し中である）</p> <p>中山間地域研究C</p> <p>現在、国や県において普及組織の見直しが検討されているところであり、その検討と合わせて仕組みづくりを検討していく。</p> <p>畜産試験場、家畜衛生研究所</p> <p>新規課題要望調査については、従来の県関係機関のみでなく、市町村、J A等からも要望を提出されるように改善した。特に家畜衛生関係については、生産現場の臨床獣医師との連携も密にして進めている。</p>

規主要研究課題調書」及びその添付資料に問題点を示すデータや生産現場へ与える効果等を示すデータが十分記載されていない。これでは評価を行う場合に必要な最も重要な項目が抜け落ちていることになる。

研究の評価、進行管理等を的確に行ううえで、また県が取り組むべき課題であるか否かの判断を行ううえでも、更に県民にわかりやすく研究の必要性を説明するためにも、基本的データを「新規主要研究課題調書」等に記載するようにし、そのデータに基づく判断を行うべきである。

## 2) 継続・終了課題の評価

### ① 評価の対象

終了課題の評価は前年度終了した課題だけが対象となっているため、前年度より前に終了した課題に対しての追跡評価が行われていない。しかし、前年度より前に【普及】と認定された課題のその後の普及状況を追跡評価することも重要である。

公費により研究されたものが、どのように現場で活用され、そしてどのような影響を与えてきたか、例えば生産面積、生産高、生産性、作業効率、コストなどにどのようなメリットがもたらされたかにつき、指標も用いた厳しい追跡評価を行い、県民にわかりやすく情報公開を行う必要がある。

県の試験研究機関にとって、実験室段階での研究成果は単に出発点にすぎず、現場で実用的に利用・活用されることが最終目的であることを是非理解していただきたい。

そのためには、研究課題の選定時に生産現場における具体的活用方法や生産現場にもたらす影響、波及効果などの目標を示し、研究終了後の普及実績と比較して評価することが必要である。同時にこれらのことは、農林水産技術会議の重要な課題として取り上げるべきである。

### ② 評価方法等

継続課題・終了課題について評価を行う際、評価結果を示す評価区分は規定されているが、判定する場合に必要な評価項目や評価基準となるものが規定されていない。

評価に客観性を持たせるためにも、評価の結果を次の研

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C、中山間地域研究C

農林水産技術会議において、H16年度新規主要研究課題に関しては外部評価制度を試行的に定め、「課題調書」等にできる限り基本的データを記載し、外部評価委員や農林水産技術会議で判断できるよう措置した。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

現在、試験研究の効率性、透明性を高めるため、外部評価制度の試行的導入、研究要望調査範囲の拡大、広く一般への情報提供のためのHPの充実（動画）等、研究評価システムの見直しを行っており、研究による成果が現場にどのようなメリットをもたらしたかわかりやすい指標・手法を検討している。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

今年度から研究評価システムの見直しを行っており、新規主要課題外部評価調書の中でも期待される成果を記載するよう措置している。また、生産現場への普及状況を検証することが農林水産技術会議の課題の一つと考えている。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

究に活かすためにも、また、県民によりわかりやすく説明するためにも評価項目や評価基準の設定が必要と思われる。

評価区分については、終了課題3区分、継続課題8区分とされている。

終了課題の評価区分では、成功事例が単に【普及】だけの一区分となっているが、成功事例にも程度の差があるはずであり、更にきめ細かな評価が必要である。

【普及】の説明として「一定の成果が認められ、現場への普及などをめざす」という表現で説明されているが、「一定の」という表現はいかにもお役所的であり、たとえば「目標以上の成果をもたらした」、「目標どおりであった」、「目標を下回った」などのように、より具体的にわかりやすい評価区分にすべきである。

また、継続課題の評価区分として設定されている「【継続】計画どおり進行している、継続する」についても、保健環境科学研究所で行われている区分のように「計画どおり継続」、「計画を修正、変更したうえで継続」のようにきめ細かい区分にすべきである。

要はせっかく評価するのであれば、試験研究機関にとってより実効性の高いものとすべきであり、県民にもわかりやすい区分、表現にすべきである。

研究評価システムの見直し中であり、新規主要課題の外部評価の試行においては、必要性・緊急性、目標達成の可能性、期待される効果の各評価項目を設定している。また継続研究等の評価基準については、よりわかりやすい評価基準とするように検討を行っている。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

上記のとおり、よりわかりやすい評価基準とするように検討を行っている。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

上記のとおり、よりわかりやすい評価基準とするように検討を行っている。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

上記のとおり、よりわかりやすい評価基準とするように検討を行っている。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

上記のとおり、よりわかりやすい評価基準とするように検討を行っている。

中山間地域研究C

また、「【短縮】課題の緊急度が増したため、計画期間を短縮して実施する」という評価区分が設けられているが、常に緊急性のある課題を取り上げ、可能な限り短期、早期に生産現場で活用される状態にすることこそ県の試験研究機関の基本的姿勢であるはずである。しかし、研究内容によってはやむを得ないものもあろうが、概して3年以上の期間を要するものが圧倒的に多く、5年以上要するものも3割程度ある。

幸いにも平成13年度の評価結果に「短縮」とされた例はなかったが、今後とも事前評価の段階でできるだけ短期間に成果がでよう、適正な研究期間となるよう心がけていただきたい。

ところで農林水産部における研究評価は「研究員」、「研究機関の第1次管理者」、「研究機関」、「研究連絡会議」、「農林水産技術会議」と順次評価されていくことになっているが、評価対象課題のほぼ100%が各段階とも同じ評価結果となっている。

すなわち、研究員自ら行った評価が最終の農林水産技術会議までの各段階で何ら変更されることがない結果となっている。

「研究員」、「研究機関の第一次管理者」、「研究機関」そして「農林技術会議」とそれぞれ異なる目線、異なる立場、異なる視点から評価が行われていることは、複眼的に評価が行われることが期待でき、評価システムとしては優れていると思われる。結果的にほとんど同じ評価結果になることを全て否定するものではないが、システムの優れている面を生かしきれていないように思われるので、再検討をお願いしたい。

### ③評価組織

評価組織は、試験研究機関に設置される「研究課題検討会議」、県庁に設置される「研究連絡会議」、「研究連絡会議専門分科会」、「農林水産技術会議」からなっている。

そのうち、外部委員とみなされるメンバーを構成員としているのは、各試験研究機関に設置される「研究課題検討会議」だけである。

そこにおける委員の構成は、「県職員・関係団体」、「民間同業事業者等」がそれぞれ約3割を占め、「大学関係、

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

研究員（担当者）、研究機関の第一次管理者（部科長）、研究機関（所属長）、農林水産技術会議（部、課長、研究機関の長）の4段階における検討を実施しているが、指摘の点については研究課題の判定・評価基準の見直しや外部評価の導入など、より広い視点で検討していく。

中山間地域研究C

現在、農林水産部において研究評価システム全体の見直しが検討されているところであり、この状況を見ながら対応する。

他産業・他業種の異分野」は合わせて約 2 割に過ぎない。

外部委員から評価を受けることは、今の時代試験研究機関にとって当然のことになっている。外部委員へ期待されていることは、県に組しな客観的評価を行うことであり、県職員では発想できない意見や提言を忌憚なく述べてもらうことであるので、県に遠慮なく意見が言える外部委員を数多く選ぶべきである。

外部委員制度の導入については、外部委員に説明するのに多大の労力を要するとか、専門性を持つ人材が県内には少ないなどの意見がだされたが、国の試験研究機関は「独立行政法人」として、厳しい評価制度、企業会計の手法の導入が義務付けられている時代である。

試験研究機関はもちろん、行政全般においても実績主義が指向され、費用対効果が問われる今日であり、外部評価の必要性や効用を理解し、積極的対応をお願いしたい。

また、「研究課題検討会議」における委員の役割ないし位置づけが不明確である。「農林水産部研究機関における研究評価指針の 2.(2)」において研究機関の長は、研究機関ごとに定める「研究課題検討会議」を毎年開催し、研究課題の進行管理並びに評価を実施すると定められている。

しかし、監査した結果では、それらの委員からは、意見、要望あるいは提言的なことは表明されているが、例えば保健環境科学研究所で行われているような「評価書」に基づきそれぞれの委員が一課題ごとに評価し、意見を述べ、それが記録として残されているというような事例は各試験研究機関とも皆無であった。

外部から委員として招いているのであれば、単なる意見交換会に終わることなく、委員も責任を持って一課題ごとに評価し、それを記録に残しておく等の取扱いが必要である。

農業試験場、しまねの味開発指導 C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

各試験研究機関における研究課題検討会議においては各機関とも外部の専門家の配置するよう措置した。また H16 新規主要課題に対する外部評価（試行）の委員は県民ニーズ、産学官連携、流通販売、コスト評価の観点から外部の委員を選定した。

中山間地域研究 C

平成15年度より、中山間地域研究センター内で評価できるよう、外部委員からなる運営協議会を拡充したところである。

農業試験場、しまねの味開発指導 C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

H16 新規主要課題に対する外部評価を試行的に定め、H17 年度から本格導入することとしている。

中山間地域研究 C

平成15年度より、中山間地域研究センター内で評価できるよう、外部委員からなる運営協議会を拡充したところである。

農業試験場、しまねの味開発指導 C、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

H15 年度実施した研究課題検討会議においては外部委員の記述した課題評価をとりまとめている。

畜産試験場、家畜衛生研究所

H15 年度実施した研究課題検討会議において、国の専門家をメンバーに加え、全課題毎に外部委員の記述した課題評価をとりまとめ評価記録として残している。

なお、「研究課題検討会議」は、各試験研究機関とも年 1 回開催されていたが、議事録があると回答があったのは 6 機関であり、内水面水産試験場、栽培漁業センター、家畜衛生研究所の 3 機関には議事録はないという回答であった。

試験研究機関に設置される「研究課題検討会議」はそれでも県職員以外の外部委員が入っているが、県庁に置かれる評価組織は、全て県職員で構成され、それも極一部を除き農林水産部内の県庁関係課、試験研究機関から構成されており 100% 身内の会となっている。

県職員で構成するにしても、商工労働部の職員をはじめ、各部の関係者の参画を積極的に求めるべきである。

県行政においても、県の試験研究業務においても重要な位置を占める農林水産業であるが故に、例えば、社会福祉・高齢化対策、環境保全、道路整備、交通対策等様々な県の仕事を通して見た農林水産業に対する多角的、客観的意見の取り入れに向けた対応をすべきである。

#### (5) 研究成果の普及状況、実用化実績と意見

研究成果の普及方法を各試験研究機関に事前調査したところ、次のとおりの結果であった。(表13)

普及方法・手段としては、試験研究機関が直接普及対象者に対して行う講習会、研修会、技術指導、技術相談に対

#### 中山間地域研究 C

運営協議会の中で、より専門的に評価してもらうため、地域研究部会、総合技術部会、森林林業部会の 3 部会を設置し、一課題ごとに評価をしてもらう体制を整備した。

また、3 部会では、課題ごとに評価表(事前評価・中間評価)による採点を実施するとともに、評価委員からの発言は記録に残している。

農業試験場、しまねの味開発指導 C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

農林水産技術会議における研究課題検討過程の中に、H16 新規主要課題に対する外部評価制度(試行)を定め、商工労働部の職員を委員とした。今後本格導入にあたっては他部の導入について検討する。

#### 中山間地域研究 C

運営協議会委員に県職員は入っておらず、学識経験者、報道関係者、民間事業者、地域活動実践者等から人選を行っており、第 3 者的な立場及び多角的視点から意見をもらうようにしている。

農業試験場、しまねの味開発指導 C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

H16 新規主要課題に対する外部評価(試行)を実施した際、各外部評価委員から農林水産試験研究に対する多角的、客観的意見を聴取しており、今後、施策に沿った研究としたい。

#### 中山間地域研究 C

運営協議会において、学識経験者、報道関係者、民間事業者、地域活動実践者等から多角的視点で意見をもらうようにしている。

する回答などと雑誌、PR資料、マスコミ等による間接的普及方法が一般的にとられているようである。実際の普及にあたってはこれらの方法等がミックスされて行われている場合もあり、画一的に分類するのめどうかと思われたが、普及の取組みの概要を把握するために、一応方法・手段別にまとめたものが(表13)である。

結果を見ると、どの試験研究機関も普及のための機会をかなり設けており、一方に研究業務を持ちながら普及に対する努力も相当程度行われている結果となっている。

問題はその内容が受講者等にどう支持され、どのように受け入れられ、どう生産現場に活かされているかである。

そこで、各試験研究機関に対し、研究成果の実用化状況、活用状況を確認するために次の調査を実施した。

第1は「過去行われた研究の活用事例、技術移転事例、実用化実績などにつき、データベース化するなど実績や効果がまとめられ、把握できる資料が存在するのか」という調査である。

その結果、しまねの味開発指導センターにおいては、「研究成果の技術移転事例一覧表(平成3~13年)」(資料2)、林業技術センターにおいては「林業技術センター研究成果の主な活用事例について」(資料3)としてまとめられていた。特にしまねの味開発指導センターでまとめられている資料には、研究成果の活用状況を示す生産量等の数値も把握されており、わかりやすくまとめられていた。

上記2機関を除いては、活用事例などの結果をまとめたものはないとの回答であった。

第2は「平成11年度から平成13年度までの各年度に終了した課題で、総支出額の最も多いもの各年度1課題についての研究の成果、研究成果の公表手段、普及方法ほかについて」の調査である。なお、この調査に当たっては、出来る限り数値を用いて成果を表現するよう要請した。

各試験研究機関から提出された結果は「主要研究(平成11年度・平成12年度・平成13年度)の結果」(資料4)のとおりである。

研究によっては、数値で示せない分野もありすべて数値化することは、困難であると思うが、逆に数値化できる分野であると思われるのに依然として抽象的にしか述べられていない試験研究機関もあった。農業試験場、水産試験場は数値で説明するよう心がけられており、両機関のような姿勢を持って成果をわかりやすく説明する努力を重ねるべきである。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

全ての研究機関において、今後作成する研究報告書や業務報告書の作成にあたって、成果の全てを数値化することは困難と考えるが、数値化が可能なものについては、できるだけ数値化するなど、よりわかりやすい説明に心がける。  
中山間地域研究C



監査時に研究成果を尋ねると、多くの場合、試験研究機関が作成した「業務報告書」に基づいて説明が行われた。業務報告書の記載内容は試験研究機関内での成果が詳しく記載されてはいるが、過去の研究成果について、その後生産現場でどのような効果が現れているのかという内容の資料は掲載されていなかった。

確かに研究室で行われた研究が成功を収めることは極めて重要であり、それを克明にまとめておくことには何ら異論はない。しかし、県の試験研究機関ではその研究が成功を収めたかどうかの最終的判断は、研究成果が研究室から生産現場にでて、そこで具体的にどのように活用されたかどうかである。

是非、研究成果の生産現場での活用状況をわかりやすくまとめ、県民の前に試験研究機関の成果を明らかにして欲しいものである。

## 2. 保健環境科学研究所

### (3) 研究課題選定・評価に関する意見

#### 2) 評価組織

評価組織として、「調査研究課題等検討委員会」が設置されている。

健康福祉部、環境生活部の両次長と保健環境科学研究所と業務上関係のある県庁各課長等を構成員としている純然たる内部組織である。

既に述べたように、評価の客観性、透明性を高めるなど県民の期待に応えるためには、外部評価委員の評価が必要である。本県屈指の制度を活かすためにも、是非外部委員による評価制度の導入を検討していただきたい。

## 3. 産業技術センター

### (2) 研究課題選定、評価に関する意見

#### 1) 評価制度

産業技術センターにおいては、評価制度に関する規程が一切制定されていない。研究成果に対する評価を行い、研究課題の是非、進捗状況、成果の実績等を常にチェックする必要性については、幹部職員にヒアリングした限りでは他の試験研究機関と同程度の認識は感じられたが、まず基本となる評価制度に関する規程を早急に整備し、評価に対する基本姿勢を明らかにすべきである。

今後作成する研究報告書や業務報告書の作成にあたっては、成果を数値で示すなど、より分かりやすい説明に心がける。

## 保健環境科学研究所

「調査研究課題等検討委員会設置要綱」の改正を行い、来年度より2名（保健・環境部門各1名）の委員を選定し実施する。

## 産業技術C

県内企業の技術力向上に向けて適正かつ効率的な支援を行うことを目的として、「産業技術センター研究課題評価

「県単独予算のみによる研究」について、新規課題と継続課題について評価を行っているが、この評価は、「枠」として産業技術センターに配分された予算を所内で課題ごとに配分することに主眼がおかれている。現に予算配分を必要としなくなった終了課題については、全く評価が行われていない。

評価結果に対応して予算配分を行う方式は、厳しい決め方であり、そこに緊張感も生まれると思われ、評価できる面もあるが、果たして、身内だけの委員で厳しい評価ができるのか、規程も、評価基準も定められてないところで客観的な評価ができるのか、などの疑問が生じる。

また、例えばCランクに評価された場合は年間400千円の配分であり、400千円でいったいどの程度のことのできるのか、予算額にあわせた研究を行わせることが果たして効率的なのかといった疑問を感じる。計画時の予算額と実際配分された予算額に乖離が生じたら研究内容も研究結果も中途半端な結果となり、かえって無駄が生じることはないだろうか。

また、予算配分を念頭において評価するため、どうしても予算枠を眺めながらの評価になるのではないだろうか。

評価資料として提出される研究計画書には「研究成果実用化の展望」という項目がある。生産現場で実際に活用されることが県で行われる試験研究の目的であり、重要な記載項目であるが、残念なことに実用化に関する目標数値の記載がない。これでは、県民がみてもどの程度の効果をねらった研究なのかわかりにくいし、今後、追跡評価をするにしても重要な評価基準となるものであり、目標数値は必要事項として是非記載すべきである。

なお、「国等からの補助金を導入して実施する研究」については、県内部で十分検討し、申請先で厳しい評価を受けていると説明を受けたが、補助する側にとっては予算を効果的に配分し、より大きな成果をもたらすために厳しい選択基準を設けて評価し、補助対象先を決定するのは当然のことと思われる。その厳しい競争のなかで研究課題の採択を受けていることは産業技術センターの力量の高さを示すものであり敬意を表したい。

しかし、補助する側の制度による評価を受けるだけでいいとはいえ、県の産業振興のために県の研究員が県の試験研究機関で行う研究である限り、県においてもそれぞれ

実施要領」及び「同実施要領細則」をH15年4月に策定し、事前、中間、事後、追跡評価の実施について定めた。

産業技術C

基礎研究や工程改善など課題対応型に係る研究テーマは既存の備品等を使用することもあって少額の予算で実施できる場合が多い。一方で多額の研究費を要すると判断された研究テーマについては別事業（県単プロジェクト事業や提案公募型への応募）での実施としている。基本的に、研究者に対して配分額を内示しその額で一定の研究が可能であるとの回答を受けた上で配分を決定しているため、懸念されている問題は生じていないと考えているが、限られた予算の中でできる限りメリハリのきいた採択となるようにしていきたい。

産業技術C

平成16年度分からの研究計画書に原則として数値目標を記載することにした。なお、直接的に数値目標を持ちにくい研究テーマについても指標の置き換えを行うなどして、できる限り数値目標を掲げるよう努めることとした。

の研究段階ごとに独自の規程、基準等によって評価を実施し、研究の進行管理や成果の検証を行うとともに、その結果を県民にわかりやすく説明することは「県単独予算のみによる研究」と同様に必要である。

## 2) 評価組織

「県単独予算のみによる研究」の評価は、「管理運営会議」で行われているが、所長をトップとした所内職員のみ構成であり、ここでは、本庁職員すら入っていない全くの身内組織である。

大きな期待の下に大きな投資が行われた「新装・産業技術センター」である、この際評価組織も新装して欲しいものである。

## (3) 研究成果の普及状況、実用化実績と意見

研究成果の普及方法を調査したところ、次のとおりの結果であった。(表13 P30)

成果の普及や技術移転については、積極的に取り組まれている。また、地場企業との勉強会や研究会もいろいろなレベルで行われており、研究成果をセンターから生産現場にできるだけ多く出したいという意欲は、大いに感じられるところである。

産業技術センターにおける研究成果の実用化状況、活用状況を実際に確認するために農林水産部所管試験研究機関と同様の調査を実施した。

第1に、「過去行われた研究の活用事例、技術移転事例、実用化実績などにつき、データベース化するなど実績や効果がまとめられ、把握できる資料が存在するのか」という調査である。その結果、「島根県産業技術センター技術移転・支援事例(平成14年2月現在)」(資料8)が提出された。

これをみると研究成果や技術が数多く県内企業で活用され、実用化されていることがわかるが、よりわかりやすくするには、出荷額や生産量などの数値データも併せて示すことである。再々述べてきたことであるが、研究成果が生産現場でいかに活用されているかが重要であり、成果について追跡調査を行い、その結果を整理しておくべきである。

## 産業技術C

「国等からの補助金を導入して実施する研究」についても、平成15年度からは研究課題評価実施要領にもとづき評価を行うこととした。

## 産業技術C

平成15年度から、所内部の評価組織である研究評価会議のメンバーに県庁所管課職員を1名加えたところであるが、さらに客観的な評価を行うため、平成16年度から外部評価制度を導入することとしている。

## 産業技術C

今後公表するものについては、これまで取り組んできた研究に係る成果をよりわかりやすくするため、実用化されたものを研究テーマに関連づけて整理した資料を添えることにした。また、成果数値として出荷量や生産量が適当であるものについては合わせて記載することにした。なお、研究が終わった後に行う成果の普及や技術指導については、

活用の範囲がどのような広がりを見せているか、あるいは期待したほどの利用が図られていないのか、研究が終わった後に行う成果の普及、技術指導、成果の追跡調査等についても、新規研究課題のために予算を獲得するために費やされるのと同様なエネルギーをつぎ込んで欲しい。

第2に「平成11年度から平成13年度までの各年度に終了した課題で、総支出額の最も多いもの各年度1課題についての研究の成果、研究成果の公表手段、普及方法ほかについて」の調査である。なお、この調査に当たっては出来るだけ数値を用いて成果を表現するよう要請したが、提出された「主要研究（平成11年度・平成12年度・平成13年度）の結果」（資料4）には、数値での説明は乏しかった。研究分野からして研究成果の数値化になじむ分野であると思われるので、県民にわかりやすい情報提供を心がけるべきである。

監査の過程で研究成果が地場産業の振興に貢献している事例も数多く明らかになり、研究成果は大いに評価できるが、県民に対し研究課題の選定、進捗状況、終了時の成果などを客観的に説明し、理解を得るためのわかりやすい資料を作成してもっと産業技術センターの取組状況をアピールすべきである。

限られた財源の中で、県民の期待を担って新装された産業技術センターである。県民への説明責任は他の試験研究機関以上に重いものと思われる。

II. 試験研究機関におけるコストの把握について

1. 機関別コスト

(4) 機関別コスト把握に関する意見

費用対効果を正しく捉えるために、また県民にわかりやすく説明責任を果たすためにも、企業会計的思考方に基づいた「発生主義」による認識方法を用いてコスト管理手法の導入を行うべきである。

地方公共団体で行われている会計は現金主義による収支会計であり、決められた収支予算の執行管理のためには充分である。

しかし、収支会計では、コスト、すなわち資源の消費を把握する目的を達成できない。前述のとおり、支出の時期と資源の消費の時期が異なる場合があるからである。

「発生主義」によるコストを把握するためには、現行の会計システムの情報だけでは不可能であり、コスト計算に必要な他の情報を取り入れて容易にコスト計算ができるような環境を整える必要がある。

引き続き力を注いでいく。

産業技術C

研究課題の選定、終了時の成果等について、平成16年度からは、数値を用いるなどして県民にできるだけ分かり易い資料をホームページ等で積極的に公表することにした。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C、中山間地域研究C、保健環境科学研究所、産業技術C

コスト管理手法を行うことは重要であると考えているが、現在、平成14年度から実施している行政評価において、研究成果とそれに係る人件費も含めたコストを算出しているところである。今後、複式簿記・発生主義会計を取り入れるためには全庁的な新しい財務会計システムの導入など抜本的な変更が必要となるので、手法を取り入れることが可能かどうか検討していきたい。

企業会計では、発生主義会計を複式簿記で行っている。複式簿記は、一つの経済取引を2面から捉えることにより、ストック情報（資産、負債に関する情報）とフロー情報（収益（収入）、費用（コスト）に関する情報）を一元的に管理する手法であり、発生主義会計には不可欠な手法と考えられている。ストック情報とフロー情報の一元的管理により、コスト把握の正確性の確保と、会計情報に基づく資産、負債の管理が可能となる。収支の情報を、複式簿記の手法も取り入れて整理することが、コスト計算を容易に行うための一方法ではないかと考える。

これからは、コスト情報と研究成果に関する情報（効果）があいまって、試験研究の成果、試験研究機関の存在意義が評価される時代になるう。

## 2. 研究課題別コスト

### (5) 研究課題別コスト把握に関する意見

試験研究の評価の要素としてコストを検討する必要がある、研究課題別にコストの把握を行うべきである。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C、中山間地域研究C、保健環境科学研究所、産業技術C、会計課  
コスト管理手法を行うことは重要であると考えますが、現在、平成14年度から実施している行政評価において、研究成果とそれに係る人件費も含めたコストを算出しているところである。今後、複式簿記・発生主義会計を取り入れるためには全庁的な新しい財務会計システムの導入など抜本的な変更が必要となるので、手法を取り入れることが可能かどうか検討していきたい。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

研究評価システムの見直しにより、H16新規主要課題については外部評価調書においてコストを記載している。その他の研究についても、同システム見直しの中で検討を進める。

### 中山間地域研究C

平成14年度から実施している行政評価において、研究成果とそれに係る人件費も含めたコストを算出しているところである。

### 保健環境科学研究所

当研究所の業務内容として、国等からの受託・補助事業や法定の行政検査の比重が非常に高く、これらと並行して各研究課題に当たっており、研究員の従事時間が重複する上、研究員相互で作業支援等の連携が日常的にあるため、研究課題別の研究員従事時間の把握が非常に困難である。

このため、研究課題別に研究に要した日数（時間数）等の把握方法や記録方法など、人件費を算定するための何らかの基準を、他の公設試験研究機関と連携して検討していきたい。

### 産業技術C

現状において、研究員は、依頼、分析、相談、研究など数多くの業務を抱えているが、コスト意識を持つことは重要であるので、これら本来業務がおろそかにならない範囲でコストを把握できる方法をとっていくことにしたい。具体には、研究テーマ毎の日報の作成と備品の課題別使用簿

研究課題ごとに特定できないコストも存在するが、そういうコストについては研究従事時間等合理的基準を設定して配賦する方法で十分である。

研究課題別コストをどの範囲まで集計するかは、コスト計算結果の使い方、目的により決めればよい。要は、コスト計算する目的をきちんと整理したうえでコストを計算し実感することである。それが全試験研究機関で経常的に行われるようになれば、コスト面からいろいろな比較ができ、経済性・効率性等についての幅広い分析が可能になるとともに、県民にもわかりやすい情報提供ができることになる。

人件費が研究コストを構成する重要な要素であるとの認識が薄い。一般的に人的資源をどれだけ投入するかという意味決定は、施設を新設する、重要物品を購入するといった意思決定と同様に重要であると認識すべきである。

人件費を把握するには、研究課題別に研究に要した日数（時間数）等の記録が必要である。研究員の日々の業務内容を記録するシステムを作り、データベース化すれば集計も容易である。

研究課題別コスト計算に関する監査の過程で、内水面水産試験場が平成11年度に実施した「ゼオライト覆砂によるヤマトシジミ育成環境と水質改善効果の実証研究」

の作成等について検討する。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

個別の研究については、要した費用を全て把握することは困難であるが、手法等の工夫により人件費が把握できるように検討していく。

中山間地域研究C

平成14年度から実施している行政評価において、研究成果とそれに係る人件費も含めたコストを算出しているところである。

保健環境科学研究所

当研究所の業務内容として、国等からの受託・補助事業や法定の行政検査の比重が非常に高く、これらと並行して各研究課題に当たっており、研究員の従事時間が重複する上、研究員相互で作業支援等の連携が日常的にあるため、研究課題別の研究員従事時間の把握が非常に困難である。

このため、研究課題別に研究に要した日数（時間数）等の把握方法や記録方法など、人件費を算定するための何らかの基準を、他の公設試験研究機関と連携して検討していきたい。

産業技術C

現状において、研究員は、依頼、分析、相談、研究など数多くの業務を抱えているが、コスト意識を持つことは重要であるので、これら本来業務がおろそかにならない範囲でコストを把握できる方法をとっていくことにしたい。具体には、研究テーマ毎の日報の作成と備品の課題別使用簿の作成等について検討する。

の中で行った委託事業について、委託先である「宍道湖漁業協同組合」に対して委託費の過払いが発見された。

内水面水産試験場の監査時（平成14年 8月26日）に、委託事業の中に一部履行されていない事業があるにもかかわらず、委託費が全額（420万円）支払われており過払いを指摘したところ、内水面水産試験場も過払いを認めたものである。その後、内水面水産試験場は、委託先に過払い分105万円について返納を求め、委託先から平成14年10月 1日に県に返納されたとの報告を受けた。

この事実を監査委員に情報として伝えたところ、監査委員は地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査の必要があると判断し、直ちに随時監査が実施された。監査の結果、指摘事項、改善意見をまとめ知事に報告され、平成14年12月24日付の県報により公表されたところである。

今後は、随時監査結果により問題点が改善され、このような誤りが二度と発生しないことを強く望む。

### 3. 試験研究機関の収入

#### (3) 収入金額決定に関する意見

試験研究機関が他社（者）から依頼を受けて行う検査分析、生産物売却、受託試験については、原則的には、「掛かったコストについては受益者が負担する」という受益者負担の原則を適用すべきである。そのためには、検査分析等に掛かる総コストを計算する必要がある。

県がコストを負担し、受益者の負担を軽減する施策がとられることもあるであろう。しかし、その場合にも総コストの計算を行い、そのうち県が負担する部分がいくらであるかを明らかにすべきである。

#### 農業試験場、しまねの味開発指導 C

検査分析についてはH16年度に使用料・手数料等の条例改訂に合わせてコストを算定しており、総コストを計算したうえでの手数料とすることとしている。

生産物売却については市場価格を参考に決定している。

受託試験について、農業試験場ではH15年度より「受託試験の受託料積算要領」を定めており、その運用状況を見ながら他機関への波及を検討する。

#### 畜産試験場、家畜衛生研究所

検査分析についてはH16年度に使用料・手数料等の条例改訂に合わせてコストを算定しており、総コストを計算したうえでの手数料とすることとしている。生産物売却については市場価格を参考に決定している。

#### 水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

水産関係試験研究機関では、受託検査分析、受託試験は実施していない。

#### 中山間地域研究 C

中山間地域研究センターが行う検査分析等の手数料については、それに係る総費用を算定し、設定している。保健環境科学研究所 依頼検査の手数料については、来年度からの料金改定に併せて、受益者負担の原則を適用し、人件費や減価償却費等も含めて料金積算を行った。

#### 産業技術 C

総コストを明示するにあたっては、その前に以下の事項

栽培漁業センターの種苗売却についても、まず種苗生産に掛かる総コストを把握したうえで、政策的に県が負担するコストを明らかにすべきである。

これは、適正な受益者負担はどうあるべきかについて県民が判断するうえでも、また、受益者に総コストを認識してもらうためにも重要なことである。

4. 公有財産（土地、建物、船舶、工作物等）の管理

(3) 公有財産管理に関する意見

公有財産台帳を、規則どおりその実体を把握することを容易にし、公有財産の管理の万全を期すことができるよう整備すること、そして、現物の確認を定期的に行うことが必要である。また、公有財産台帳に関する事務を分掌する管財課としては、報告された内容が、規則どおりであるか等の点検が必要である。

公有財産台帳は、資産の増減、変更が時系列で把握できるよう記載されているが、現有の財産がどれだけあるのが判然としない。過去の履歴がわかるように整理された既存の帳票とは別に、資産別に現在ある財産の一覧表を作成し、

について全試験研究機関での統一見解を整理する必要がある。

1. 指摘された発生主義にもとづく「総コスト」の考え方を導入するとすれば、積算項目において少なくとも次の項目が不足していると思われる。

- (1) 人件費；事務決裁に係る費用および退職引当金
- (2) 建物設備の減価償却費
- (3) 機器設備の維持管理費（保守点検費、修繕費）

なお、(1)の人件費は、試算値平均値で現行の1.4倍になる。また、(2)及び(3)については、建物については他用途でも用いられていること、機器については依頼試験にのみ使用するわけではないことから、いずれも該当単価がわずかなものとなると推測される。

2. 現行の積算値においても過去の経緯等から実態を適正に反映していないもの（廉価）があり、その結果、正確な総コストを改めて積算し明示した場合には混乱が生じるものもある。

栽培漁業C

総コストの把握については、栽培センターの個別判断では困難であるので、県全体の取組みに合わせ検討を進める。なお、H14年度から実施している行政評価において、事業費の他それに係る人件費を含めたコストを算出している。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C、中山間地域研究C、保健環境科学研究所、産業技術C

財産管理部局においては、公有財産台帳について規則どおりの記載がなされているかの点検をおこなうと共に、定期的に各財産の状況確認をおこない、万全な公有財産管理に努める。管財課においては、報告を受けた取得、変更、処分等の内容が規則どおりであるか等の点検確認をおこない、適正な公有財産台帳管理に努める。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、中山間地域研究C、水産試験場、内水面試験場、



誰でも現有財産のデータが簡単に把握できるようにしておくべきである。

公有財産台帳に記載の不備がある原因として、公有財産も行政コストの重要な構成要素であるとの認識が欠けているように感じられるので、コスト意識をもって財産管理に万全を期していただきたい。

### Ⅲ. 重要物品の購入、管理、利用状況について

#### 2. 重要物品の取得

##### (3) 取得時期及び方法に関する意見

##### 1) 重要物品の取得時期

試験研究機関の保有する重要物品について、四半期ごとに取得時期をまとめてみると、一部の試験研究機関を除き第4四半期に多くの重要物品が取得されているという結果が出た。

当初予算ではなく、12月もしくは2月補正予算ではじめて予算が認められたといった事情、あるいは試験研究用という特殊性から特注する場合もあり製作に時間を要する場合など、各種の事情もある。

しかし、重要物品、とくに試験研究用備品は、研究成果に影響を及ぼし、試験研究そのもの進捗状況と密接に関係を有するものであり、その取得時期によっては研究の成果や進捗に影響を及ぼすことも考えられる。

時代が大きく変わるなか、試験研究機関に対し、時代変化のスピードに対応した適時の試験研究成果、普及が期待されていることから、重要物品の取得時期は可能な限り早めるべきである。

栽培漁業C、保健環境科学研究所、産業技術C

公有財産台帳については、過去の履歴が時系列で把握できるよう電算処理（公有財産管理システム）により管理しているところであるが、新たに現有財産の口座別資産別一覧表が作成できるよう公有財産管理システムの変更作業を行っており、平成16年度から運用開始することとしている。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C、中山間地域研究C

可能な限り努力する。

保健環境科学研究所

重要物品の取得に当たっては、試験研究等の実施（開始・終了）時期等を考慮して、機器の仕様や機種を選定等を可能な限り早め、早期に調達するよう努めていく。

産業技術C

重要物品はそのほとんどを国庫補助金等の活用により整備しているが、この中のものにおいて納入時期が遅れた事例は、国の交付決定が早期になされなかったことが主たる要因である。しかしながら、交付決定前段階から機器の仕様等について十分な検討を行っておくなどして、できるだけ早い時期の取得を心がけていきたい。

このことにより、試験研究の着手を早め、早期に試験研究の成果が普及されることを期待する。

2) 重要物品の取得方法

同じ県の試験研究機関でありながら保健環境科学研究所、農林水産部試験研究機関及び産業技術センターで取得方法が異なっている。それぞれ諸事情はあろうが、各試験研究機関が情報の共有化を図り、統一的な考え方に立った購入方法や入札方法を整理すべきである。

また、農林水産部試験研究機関など購入先を1社に特定した随意契約により取得している場合が多いが、島根県会計規則によれば、一般競争入札により取得することが原則で、指名競争入札、随意契約により取得できる場合は極めて限定されている。重要物品は研究コストの大きな要素でもあるため、取得方法の決定を従前の例を踏襲して安易に随意契約とすることなく十分に調査検討を行い、できるだけ競争原理が働くような方法をとるよう慎重に対応すべきである。

そのためには、試験研究機関における機種選定委員会の議論を一層深めて、より慎重に機種選定を行うとともに、各試験研究機関の取得情報や取得計画等の情報が共有できるシステムづくりやインターネット等により研究機器の情報収集に努めることなどが必要である。

3. 重要物品の利用

(2) 利用状況からみた意見

1) 重要物品の処分等

利用されていない重要物品が、処分にコストが掛かる等の理由で廃棄、保管転換、下取り処分等の措置がなされていない現実がある。また、廃棄手続きがなされて備品台帳からも削除されているにもかかわらずに保管されているケー

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C、中山間地域研究C、保健環境科学研究所、産業技術C

関係機関と連携をとり、今後検討を行っていくこととしている。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

取得については、県会計規則に基づいて効率的に実施している。今後は機種選定委員会の議論を深めるとともに、研究評価システム見直しの中で情報の共有化のためのシステムづくりを検討している。

中山間地域研究C

今後とも会計規則に基づき、適切に執行する。

保健環境科学研究所

備品の調達に当たっては、当研究所の機種選定委員会において機器の仕様や取得方法、機種の選定など必要性を検討の上、購入をしているが、今後も、入札（一般競争入札・指名競争入札）を基本として、競争原理が働くよう取得方法を検討していく。

産業技術C

当センターで必要とする機器は研究内容に応じて仕様が特定される特殊なものが多いことから、製造メーカーや販売店に限られ、その結果、一般競争入札ではなく指名競争入札となるケースが多くなっている。機種の選定にあたっては、「機器選定委員会」において取得予定機器の情報（他の研究機関の納入実績、業者、インターネット、関係書籍など）を収集し、必要性、妥当性等様々な角度から検討しているが、より一層議論を深めていきたい。

農業試験場、しまねの味開発指導C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、内水面試験場、栽培漁業C

スもある。

処分に多くの費用が必要となる物品もあるが、一方で利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早期の対応が必要である。

## 2) 重要物品導入に際しての必要性の吟味

重要物品の導入には、機種選定をはじめ、使用方法や、将来の使用状況までを含め、慎重な検討がなされているはずである。にもかかわらず、少数ではあるが利用実績がないもの、あるいは極端に少ない重要物品も存在する。

例えば、内水面水産試験場では、平成10年に移転新築された際、施設完成時にあわせて、2隻目の調査船として「ごず」を約35百万円投じて導入している。当時は、すでに導入済みの「はるかぜ」（平成4年3月取得、取得金額約18百万円）が中海での調査用、新造された「ごず」が宍道湖での調査用として使用される予定であったとの説明を受けた。しかし、平成12年度からは「はるかぜ」の使用実績が年間20日間と少なくなり、平成13年度に入り使用実績はなくなり、今は月額1万円の保管料を支払って美保関町の造船所の岸壁に1年以上も係留されたまま未使用の状態が続いている。

このケースの場合、調査船を2隻置くことに対する必要性について、十分検討されたうえで導入されるべきであったが、長期的な予測をもとに合理的な判断によって調査船の導入がなされたのかという点が疑問として残る。調査船を使用しないまま係留しておくことは、調査船自体のコスト（調査船の減価償却費相当分、年間1.2百万円）や保管コストがかかっていることから、極めて不経済な状態となっているので、今後利用が見込めない場合は早期に処分を検討すべきである。

不要となった重要物品については、早期の処分に努めているが、今後も更に可能な限り努力する。

中山間地域研究 C

廃棄対象物品については、廃棄費用が生ずるために保有しているものもあるが、できるだけ早い段階で処分するよう取り組む。

保健環境科学研究所

処分に必要な費用をきちんと予算要求し、今後も早期に適切な処分を実施していく。

産業技術 C

将来的に利用が見込めない物品は、各試験研究機関への管理換えを募り、希望がない場合は売却を検討するなど有効利用を図ると共に、できるだけ早期に処分するようにしていきたい。

農業試験場、しまねの味開発指導 C、畜産試験場、家畜衛生研究所、水産試験場、栽培漁業 C

不要となった重要物品は、早期の処分に努めている。

内水面試験場

不要となった重要物品は、早期の処分に努めている。なお、内水面水産試験場の調査船「はるかぜ」については、

この試験船の例のように、試験研究用に使用される重要物品の中には用途が限られるものが多いことから、重要物品の導入にあたっては、長期的展望にたち慎重のうえにも慎重に判断すべきである。

H15年度末までに譲渡又は売却により処分を行う予定である。

中山間地域研究 C

廃棄対象物品については、廃棄費用が生ずるために保有しているものもあるが、できるだけ早い段階で処分するよう取り組む。

保健環境科学研究所

備品導入にあたっては、当研究所の機種選定委員会に諮り、用途や利用見込等を十分協議・調整し、計画的に必要な備品を調達していく。

産業技術 C

重要物品の購入にあたっては、従来から、その必要性や将来の利用見込みなど様々な角度から検討してきている。今後とも、機器導入にあたっては、企業ニーズや研究テーマなどを見据えるとともに、リースも活用するなど慎重に対応していきたい。

農業試験場、しまねの味開発指導 C

重要物品については、例えば農業試験場では試験研究機器選定委員会を設置するなど、検討の上導入を判断している。

畜産試験場、家畜衛生研究所

重要物品については、導入計画を基に検討し導入を判断している。

水産試験場、内水面試験場、栽培漁業 C

重要物品の導入にあたっては、中長期的展望に立ち慎重に判断するよう努めている。

中山間地域研究 C

重要物品の購入については、導入の優先順位を設定し、必要性の高いものから導入しており、今後より慎重に導入していく。

保健環境科学研究所

備品導入にあたっては、当研究所の機種選定委員会に諮り、用途や利用見込等を十分協議・調整し、計画的に必要な備品を調達していく。

産業技術 C

重要物品の購入にあたっては、従来から、その必要性や将来の利用見込みなど様々な角度から検討してきている。今後とも、機器導入にあたっては、企業ニーズや研究テーマなどを見据えるとともに、リースも活用するなど慎重に対応していきたい。

## 4. 重要物品の外部開放状況

## (2) 外部開放に関する意見

重要物品の外部開放がなされていない試験研究機関がほとんどであるなか、産業技術センターやしまねの味開発指導センターのように、積極的に民間企業への外部開放をすすめ、研究員と民間企業の職員が共同研究を進めていく試験研究機関もある。また特に時間を制限しない24時間開放ができる体制を整備した宮崎県の例もある。

重要物品によっては、研究員以外の第三者が使用することが困難なものもある。しかし、重要物品は公費で取得したものであること、また、重要物品によっては試験研究機関での利用頻度が限られていることなどから、適切な使用料の負担を求めて民間企業等も重要物品の利用ができる条件を整備し、地域の試験研究活動の促進や県内の産業振興を支援するために外部開放に向けた検討が必要である。

農業試験場、しまねの味開発指導C、水産試験場、栽培漁業C

一部の研究機関では、既に試験研究機器の外部開放を行っている。今後、開放することができる設備・機器については開放を進める方向で検討する。

畜産試験場、家畜衛生研究所

今後、開放することができる設備・機器については開放を進める方向で検討する。

中山間地域研究C

開放することのできる設備・機器については、島根県中山間地域研究センター条例及び同施行規則で使用料を設定し、その利用を認めているところである。

今後とも、さらに検討を進め、できるものは開放するよう努める。

保健環境科学研究所

重要物品の外部への開放（利用）については、当研究所の調査研究・試験検査等の特殊性として、他の公設試験研究機関に比べて、食中毒の原因究明など緊急に対応しなければならないことが多く、地域の試験研究活動の促進や県内の産業振興の支援のために外部に開放する適当な備品は、当研究所においては非常に少ないものと思われる。

産業技術C

機器開放について今後とも積極的に実施していく。

